

○与那原町都市公園条例

昭和57年3月16日

条例第10号

改正 昭和60年6月27日条例第15号

平成11年3月23日条例第5号

平成12年3月30日条例第9号

平成15年9月19日条例第14号

平成16年3月15日条例第6号

平成18年9月20日条例第20号

平成22年3月29日条例第3号

平成24年12月11日条例第10号

平成26年12月12日条例第26号

平成29年3月6日条例第6号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第3条の2—第3条の6）

第2章 公園の管理（第4条—第12条）

第3章 雑則（第13条—第18条）

第4章 罰則（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

（2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

（公園の名称及び位置）

第3条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第3条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、この章の定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準)

第3条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の基準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の基準は5平方メートル以上とする。

(町が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の4 町が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタール（2,500平方メートル）を基準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタール（20,000平方メートル）を基準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタール（40,000平方メートル）を基準として定めること。
 - (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第3条の5 法第4条第1項本文の条例で定める1の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

(許容建築面積の特例)

第3条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を

記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可をすることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 公園をその用途外に使用すること。
- (8) その他管理上支障があると認められること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的、期間及び場所
 - イ 公園施設の構造及び管理方法
 - ウ 工事の実施方法

エ 工事の着手及び完了の時期

オ 公園の復旧方法

カ その他町長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的及び期間

イ 管理する公園施設及び方法

ウ その他町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 公園の復旧方法

(5) その他町長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替で、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可

を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第2項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項又は第3項の許可

を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 有料公園施設を利用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における

使用料の額は、別表第2に掲げる額の2倍に相当する額とする。

(監督処分)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってし

た許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要性が生じた場合
- (2) 公園の保全、又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第3章 雑則

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有又は第4条第1項各号に掲げる行為の期間が1年度を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収する。

(使用料の減免)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

第4章 罰則

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項（第17条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第6条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者

第20条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

(権限の代行)

第22条 法第5条の3の規定により町長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、町長とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	種別	位置
上の森公園	近隣	与那原町字与那原3179番地
与那原公園	近隣	与那原町字与那原897番地
港公園	児童	与那原町字与那原120番地
板良敷公園	児童	与那原町字板良敷73番地
浜田公園	児童	与那原町字与那原1768番地の2
ゆうゆう公園	街区	与那原町字板良敷613番地の2
当添公園	街区	与那原町字板良敷735番地の1
東浜きょうりゅう公園	街区	与那原町字東浜16番地

東浜シーサー公園	街区	与那原町字東浜62番地の8
与那古浜公園	地区	与那原町字東浜77番地
御殿山親水公園	街区	与那原町字与那原855番地

別表第2（第11条関係）

	区分	単位	使用料
行為をする場合	行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	200円
	興行、出店その他これらに類する営業行為	1平方メートル 1日につき	20円
	業として写真を撮影する場合	1日につき	500円
	業として映画を撮影する場合	1日につき	1,000円
	競技会、集会、展示会、博覧会	面積による もの 1日につき	10円
	その他これに類する行為をする場合	面積により 難しいもの 1回1日につき	1,000円
公園を占有する場合	電柱、支柱及び標識その他これに類するもの	1本1月	20円
	地下マンホールその他これに類する地下構造物	1平方メートル 1月	10円
	水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	1メートル1月	10円
	天体、気象又は土地観測施設	1平方メートル 1月	40円
	詰所用建物その他工事用施設	1平方メートル 1月	50円
	工事用板囲、足場及び材料置場	1平方メートル 1月	50円
	その他の占有	1平方メートル 1月	50円